

トピックス

- [金誠同達の多くの業務分野、『China Business Law Journal』2023 年度卓越法律事務所大賞を獲得](#)

法令速報

- [財政部等の三部門、新エネルギー自動車車両購入税減免政策の延長・継続・合理化に関する広告を公布](#)
- [国家市場監督管理総局、知的財産権独占禁止規定を改正](#)
- [中国の渉外の分野における基本的な法的制度、公布される](#)

弁護士コラム

- [「生成 AI サービス管理暫定弁法」における生成 AI サービス提供者の義務の解析](#)

金誠同達の多くの業務分野、『China Business Law Journal』2023 年度卓越法律事務所大賞を獲得

著名な法律雑誌である『China Business Law Journal』（中国語：商法）は 2023 年 6 月 26 日、2023 年度卓越法律事務所大賞（China Business Law Awards 2022）のランキングリストを公表し、金誠同達は「卓越業績法律事務所」の大賞を獲得いたしました。四項の執務分野および四項の業界分野においてランク入りを達成し、2022 年に比べますと、二項の業務分野において新たな入選を果たしました。

- ・ 執務分野
商業紛争、中国国内争議解決、渉外争議解決、知的財産権（著作権）
- ・ 業界賞
エネルギー・自然資源、医療・製薬・生命科学、インターネット・電子商取引、情報科学技術・電気通信

評価の段階におきましては、法律事務所の申告資料、証人となるクライアントからのフィードバック、および業界から挙げられた有効な指名という三種の資料に主に基づき、同誌は採点を行います。各々の細分化された分野における 2022 年の業績が最も突出していた法律事務所を選出するために、同誌は独立性・客観性・公正性の原則を堅持し、広範にわたって申告資料を収集し、数か月にも及ぶ調査・研究・評価を行った結果、数百もの候補資料、ならびに数千にも上る企業の高級管理職員、法務部門およびベテラン弁護士から寄せられた評価意見を最終的に収集し、金誠同達は卓越した業務水準と良好な業界における評判を頼りにその中から頭角を現しました。金誠同達は今後も依然として学者型の謹厳実直な姿勢、エキスパート型のサービス水準、チーム型の提携モデル、および国際化された品質標準をもって、厳しい要求を己に課し続け、クライアントの皆様のために最も専門的かつ完備された法律サービスを誠心誠意お届けして参る所存であります。

財政部等の三部門、新エネルギー自動車車両購入税減免政策の延長・継続・合理化に関する広告を公布

財政部・国家税務総局・工業情報化部は 2023 年 6 月 19 日、「新エネルギー自動車車両購入税減免政策の延長、継続および合理化に関する公告」(以下「公告」)を共同で公布した。

「公告」においては、「購入日が 2024 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの新エネルギー自動車に対する車両購入税は、徴収が免除され、そのうち、一台当たりの新エネルギー乗用車の免税額は、3 万元を超過しない。購入日が 2026 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの新エネルギー自動車に対する車両購入税は、半減して徴収され、そのうち、一台当たりの新エネルギー乗用車の減税額は、1.5 万元を超過しない。車両購入税減免政策を享受する新エネルギー自動車とは、新エネルギー自動車製品の技術的な要求を満たしている純電気自動車、プラグインハイブリッドカー(レンジエクステンダーEVを含む。)および燃料電池自動車をいう。ただ『車両購入税減免対象新エネルギー自動車車種目録』中の新エネルギー自動車を購入した場合においてのみ、規定に従って車両購入税減免政策を享受することができる。」という旨が明確にされている。

(出典：https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202306/content_6887734.htm)

国家市場監督管理総局、知的財産権独占禁止規定を改正

知的財産権の分野における独占禁止法執行業務の強化と改善を目的とし、国家市場監督管理総局は従来の「知的財産権を濫用した競争排除・制限行為の禁止に関する規定」(以下「規定」)に対する改正を行い、2023 年 6 月 25 日に新たな「規定」を公布した。新たな「規定」は 2023 年 8 月 1 日から正式に実施される。従来の「規定」と比較すると、新たな「規定」における改正内容は、主に以下のとおりとなっている。

(一)新たな「独占禁止法」における制度要求の全面的な実施。これは例えば、市場支配的地位の認定時における考慮要素の増加、事業者が知的財産権を行使する際の正当な理由の存在の認定時における考慮要素の増加、知的財産権の分野における独占的協定の類型の完全化、セーフハーバー規則の改定などを挙げることができる。

(二) 知的財産権の分野における独占禁止制度体系の整備。これは例えば、不公平な高価に関する規定の増加、その他の市場支配的地位濫用行為の認定規則および正当な理由の認定時における考慮要素の細分化、知的財産権の分野における企業結合に関する規定の増加などを挙げることができる。

(三) 標準必須特許等の重点分野における独占禁止規則の完全化。これは例えば、パテントプールに係る独占的協定および市場支配的地位濫用行為に関する具体的な規定の改定・完全化、標準制定・実施の過程における独占的協定締結状況の明確化、標準必須特許の実施許諾時における市場支配的地位濫用行為に関する規定の完全化、著作権および関連の権利を対象とする独占禁止規定の増加などを挙げることができる。

(出典:

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_e155397f5c4c05ad3c1838c1322ad2.html

)

中国の渉外の分野における基本的な法的制度、公布される

第十四回全国人民代表大会常務委員会第三次会議においては 2023 年 6 月 28 日、「中華人民共和国対外関係法」(以下「対外関係法」)が可決された。同法は 7 月 1 日から施行されている。

中国の渉外の分野における基礎的かつ総合的な法律として、「対外関係法」においては、法律の形式をもって中国法の域外適用の目的・条件・政策指針が初めて明記されており、中国国外の国家・個人・組織を対象とする対抗・制限措置に対する原則的な規定ならびに相応の業務制度およびメカニズムの確立を通じ、これにより中国法の域外適用の基本的な法的制度の枠組みが構築されている。

「対外関係法」の第 33 条においては、「国際法もしくは国際関係の基本的な準則に違反し、または中国の主権・安全・発展の利益を脅かす行為に対し、中国は、相応の対抗・制限措置を採択することができる。國務院およびその部門は、必要な行政法規・部門規則の制定、相応の業務制度・メカニズムの確立、部門間の協調・協力の強化、および関連の対抗・制限措置の確立・実施を遂行する。」という旨が規定されている。

(出典:

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202306/d4a1d80fd2764a7ca3c57387cf17109d.shtml>)

「生成 AI サービス管理暫定弁法」における生成 AI サービス提供者の義務の解析

弁護士 張 樂

国家インターネット情報弁公室は 2023 年 7 月 13 日、国家發展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部および国家廣播電視総局と共同で「生成 AI サービス管理暫定弁法」(以下「弁法」という。)を公布しました。同法は 2023 年 8 月 15 日をもって発効します。「弁法」は中国の AI とアルゴリズムの分野にお

ける重要な監督管理を規定するものとなっています。

「弁法」によりますと、生成 AI 技術とは、テキスト、画像、音声、動画などのコンテンツ生成能力を有するモデルその他の関連技術をいいます。生成 AI サービス提供者（以下「提供者」という。）とは、生成 AI 技術を利用して生成 AI サービス（プログラマブル・インターフェース等の方法を通じた生成 AI サービスを含む。）を提供する組織と個人をいいます。

「弁法」は生成 AI 技術を利用して生成 AI サービスを中国国内の公衆に提供する者に適用され、生成 AI サービスを中国国内の公衆に提供しない者は「弁法」の規制を受けません。

「弁法」には、監督管理原則、AI 技術発展・管理制度、生成 AI サービス規範、検査監督および法的責任の面における内容が、主に含まれています。本稿におきましては、生成 AI サービス提供者の主要な義務の観点から簡単にご紹介を行います。

1. トレーニングデータ

「弁法」におきましては、提供者はプレトレーニング、最適化トレーニングなどのトレーニングデータ処理活動を法により展開しなければならない、という旨が規定されており、トレーニングデータの処理活動に対しては、以下の 5 点の要求が提起されています。①合法的な出所を有するデータと基礎モデルの使用 ②知的財産権にかかわる場合における他者が法により所有している知的財産権の侵害の禁止 ③個人情報にかかわる場合における個人の同意の取得、または法律・行政法規の規定するその他の条件の充足 ④有効な措置を採択したトレーニングデータの品質の引上げ、トレーニングデータの真実性・正確性・客観性・多様性の増強 ⑤「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」などの法律・行政法規その他関連規定および関連主管部門の監督管理に係る要求の充足

2. コンテンツの合法性に対する責任の負担

初めに、「弁法」におきましては、提供者の提供する AI 生成サービスは、国家政権転覆・社会主義制度打倒の扇動、国家の安全・利益の威嚇、国家のイメージのき損、国家分裂の扇動、国家統一・社会的安定性の破壊、テロリズム・急進主義の宣揚、民族の憎悪・差別の宣揚、暴力性・全体的・部分的わいせつ性・虚偽性・有害性を帯びた情報の包摂などの法律・行政法規上禁止されている内容を生成してはならない、という旨が規定されています。

次に、「弁法」におきましては、ネットワーク情報コンテンツ生産者責任の負担が提供者に要求されています。「ネットワーク情報コンテンツエコシステム管理規定」によりますと、ネットワーク情報コンテンツ生産者とは、ネットワーク情報コンテンツを制作・複製・公開する組織または個人をいいます。ネットワーク情報コンテンツ生産者は法令を遵守し、公序良俗に適合していなければならない、国家の利益、公共の利益および他者の合法的な権益を侵害することができません。ネットワーク情報コンテンツ生産者は違法な情報を制作・複製・公開することができず、措置を採択して不良な情報の制作・複製・公開を防止および制止しなければなりません。

このほかにも「弁法」におきましてはさらに、提供者の公開するコンテンツに対する監督管理を行うよう要求されています。ひとたびコンテンツの違法性が発覚したときは、生成の停止、伝送の停止、消除などの対応措置を時宜を得て採択し、モデル最適化トレーニングなどの措置を採択して是正を行い、関連主管部門に報告

しなければなりません。

上記の内容からも明らかなおと、「弁法」における提供者の提供するコンテンツの合法性への要求は特別に厳格であり、提供者はコンテンツの合法性に対する責任を負担しなければならない、ただコンテンツをエクスポートするにすぎない中立の立場のままではできません。

3. ユーザーに関する義務

(1) サービス協議書の締結

「弁法」におきましては、提供者は自らのサービスにサインアップする生成 AI サービスユーザー（以下「ユーザー」という。）との間においてサービス協議書を締結し、双方の当事者の権利と義務を明確にしなければならない、という旨が規定されています。

「弁法」において規定されている提供者のネットワーク情報コンテンツ生産者としてのネットワーク情報セキュリティ義務、および個人情報処理者としての個人情報保護義務のほか、提供者はサービス協議書においてさらに、「弁法」がなおも規定していない AI の生成するコンテンツの知的財産権の権利帰属等に関する規定も行うことができます。

(2) 未成年者ユーザーの保護

「弁法」におきましては、自らのサービスの適用対象となるセグメント・状況・用途を明確化および公開し、生成 AI 技術の科学的かつ理性的な認識と法的な使用をユーザーに指導し、有効な措置を採択して未成年者ユーザーの生成 AI サービスへの過度の依存または惑溺を防止するよう提供者に要求されています。

(3) ユーザー個人情報の保護

「弁法」におきましては、「提供者の提供する生成 AI サービスが個人情報にかかわるときは、個人情報処理者の責任を法により負担し、個人情報保護義務を履行する。特に、ユーザーのインポート情報および使用記録に対して提供者は保護義務を法により履行しなければならない、不要な個人情報を収集することができず、ユーザーの身分を識別することのできるインポート情報および使用記録を違法に保存することもできず、かつ、ユーザーのインポート情報および使用記録を他者に違法に提供することもできない。提供者は自らの個人情報の抽出閲覧、複製、変更、追加、削除などに関する個人からのリクエストを法により時宜を得て受理および処理しなければならない。」という旨が規定されています。

このため、前述のサービス協議書のほか、提供者は個人情報処理者としてさらに、生成 AI サービスを提供するインターフェースをプライバシーポリシー等の個人情報処理規則上に配置し、これにより告知および同意取得の義務を履行しなければならないとともに、個人情報主体の合法的な権益を十分に保障し、個人情報主体からのリクエストを速やかに受理および処理しなければなりません。

(4) クレーム・通報ルートの円滑化

「弁法」におきましては、提供者はクレーム・通報メカニズムの確立・整備、簡便なクレーム・通報用の入口

の設置、処理工程およびフィードバック期限の公開、ならびに公衆からのクレーム・通報の時宜を得た受理・処理および処理結果のフィードバックを行わなければならない、という旨が規定されています。

重複的な業務の減少および対外的な基準の統一化を目的とし、提供者は生成 AI サービスクレーム・通報メカニズムと、個人情報主体照会・クレーム対応メカニズムとを統合し、一つの部門が特化して責任の負担と対応を行うことができ、実務におきましては一般的には法務部門または総務部門が責任の負担と対応を行っています。

(5)ユーザーの監督管理

「弁法」におきましては、提供者はユーザーが生成 AI サービスを利用して違法な活動に従事していることを発見したときは、法令と契約に従って警告、機能の制限、サービスの当該ユーザーへの提供の一時停止・終了などの処分・措置を採択し、関連の記録を保存し、関連主管部門に報告しなければならない、という旨が規定されています。

ユーザーの違法性の有無に対する監督の履行を目的とし、提供者は技術的な監督メカニズムの設置を通じてユーザーの使用行為に対する監督管理を行うことができます。

4. 届出

「弁法」におきましては、世論の属性または社会的な動員能力を有する生成 AI サービスを提供するときは、国家の関連規定に従ってセキュリティ評価を展開し、「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定」に従ってアルゴリズムの届出手続と届出変更・抹消手続を履行しなければならない、という旨が規定されています。

「世論属性・社会的動員能力保有インターネット情報サービスセキュリティ評価規定」(以下「セキュリティ評価規定」という。)によりますと、世論の属性または社会的な動員能力を有するインターネット情報サービス(フォーラム、ブログ、マイクロブログ、チャットルーム、グループチャット、公式アカウント、ショートムービー、オンラインライブ配信、情報共有、ミニプログラムなどの情報サービス、相応の付随的な機能、および世論の表現のルートを公衆に提供し、もしくは特定の活動への従事を社会の公衆に促す能力を有するその他のインターネット情報サービスを含む。)または生成 AI サービスを提供する提供者は、「セキュリティ評価規定」第 3 条の規定に基づいてセキュリティ評価を展開しなければなりません。「セキュリティ評価規定」の 2018 年の公開以降、ファーウェイ、応用宝、サムスンなどの携帯電話メーカーのアプリ市場におきましては、呼びかけに応じてセキュリティ評価報告書の提出が APP サービス提供者に次々と要求されるようになり、この資料を提供しなかった場合には、APP は削除され、または外部への公開が制限されるおそれがあります。

5. 法的責任

提供者が「弁法」の規定に違反したときは、関連主管部門が「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」、「科学技術進歩法」などの法律・行政法規の規定に従って処罰を行います。法律・行政法規に規定が設けられていなかったときは、関連主管部門が職責に依拠して警告・通告・けん責を下し、期限付きの是正を命じます。是正を拒絶し、または情状が深刻であったときは、関連サービス提供の一時停止を命じます。治安管理に違反する行為を構成したときは、治安管理上の処罰を法により下します。犯罪を構

成したときは、法により刑事責任を追究します。

以上

-
- 本誌は無料で配布させていただきます。
 - お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
 - 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
 - なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>